

## 【表紙】

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 【提出書類】                | 訂正発行登録書  |
| 【提出先】                 | 関東財務局長   |
| 【提出日】                 | 平成30年10月31日  |
| 【会社名】                 | 株式会社三井E&Sホールディングス  |
| 【英訳名】                 | Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】            | 代表取締役社長 田中 孝雄  |
| 【本店の所在の場所】            | 東京都中央区築地五丁目6番4号  |
| 【電話番号】                | 03(3544)3121   |
| 【事務連絡者氏名】             | 財務経理部長 三宅 一徳   |
| 【最寄りの連絡場所】            | 東京都中央区築地五丁目6番4号  |
| 【電話番号】                | 03(3544)3121   |
| 【事務連絡者氏名】             | 財務経理部長 三宅 一徳   |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債   |
| 【発行登録書の提出日】           | 平成29年3月2日  |
| 【発行登録書の効力発生日】         | 平成29年3月10日   |
| 【発行登録書の有効期限】          | 平成31年3月9日  |
| 【発行登録番号】              | 29 - 関東 1  |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】      | 発行予定額 40,000百万円  |
| 【発行可能額】               | 30,000百万円<br>(30,000百万円)<br>(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。 |
| 【効力停止期間】              | この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成30年10月31日(提出日)である。                                       |
| 【提出理由】                | 発行登録書の参照情報となる書類が、新たに提出されたことによる。(提出内容については本文参照)   |
| 【縦覧に供する場所】            | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号)   |

## 【訂正内容】

臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づくもの）を平成30年10月31日に金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して関東財務局長に提出した。

この臨時報告書の提出により、当該書類を平成29年3月2日に提出した発行登録書の参照書類とする。